

令和4年12月五島市議会定例会議案表(別冊)

(令和4年11月30日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 136 号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	1
議案第 137 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	3
議案第 138 号	五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	5
議案第 139 号	令和4年度五島市一般会計補正予算(第7号)	別冊
議案第 140 号	令和4年度五島市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第 141 号	令和4年度五島市診療所事業特別会計補正予算(第2号)	別冊

議案第136号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次の
とおり提出する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例
第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め
る。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正
する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例
（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）第7条第2項の規定は、
令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の規定に基づいて支
給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみ
なす。

(提案理由)

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第137号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市長及び副市長の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の五島市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正に伴い、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。こ

れが、この条例案を提出する理由である。

議案第138号

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

「

1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
147,200	197,300	233,100	266,000	291,900
148,400	199,100	234,600	267,800	294,000
149,500	200,900	236,200	269,900	296,000
150,600	202,400	237,600	271,600	297,900
151,700	204,200	239,300	273,400	300,000
152,800	206,000	240,800	275,200	302,200
153,900	207,800	242,400	277,200	304,200
154,900	209,400	243,500	279,200	306,100
156,300	211,200	245,000	281,200	308,400
157,600	213,000	246,600	283,100	310,600
158,900	214,800	247,900	285,000	312,900

別表第 1 中

160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000
161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100
163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300
164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400
165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300
167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300
168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300
170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300
171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000
174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100
177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100
179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200
182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600
183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500
185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400
187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300
188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900
190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800
192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700
193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500
195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400
196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200
198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000
199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700
201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100
202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400
203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800
205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200
206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500
207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400
208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500
210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600
211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400
212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300
213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200
215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100

216,300	264,700	308,100	354,200	373,000
217,400	265,800	309,600	355,000	373,800
218,400	267,100	311,100	356,200	374,600
219,500	268,400	312,700	357,200	375,400
220,600	269,400	314,300	358,100	376,100
221,600	270,500	315,900	359,200	376,800
222,500	271,800	317,500	360,100	377,500
223,500	273,100	319,000	361,200	378,200
223,800	274,000	320,500	362,100	378,700
224,600	275,000	321,700	362,800	379,300
225,400	275,900	322,900	363,500	379,900
226,100	277,000	324,100	364,200	380,600
226,800	278,100	324,800	364,600	381,000
227,800	279,100	325,700	365,200	381,700
228,600	280,000	326,500	365,900	382,300
229,400	281,000	327,300	366,600	382,900
230,100	281,500	328,200	366,900	383,300
230,800	282,400	328,600	367,600	383,900
231,700	283,100	329,300	368,300	384,500
232,700	284,000	330,100	369,000	385,100
233,400	285,000	330,900	369,300	385,500
234,000	285,800	331,600	369,900	386,000
234,500	286,600	332,300	370,600	386,500
235,200	287,400	333,000	371,200	387,100
236,000	288,200	333,500	371,500	387,400
236,600	288,700	334,100	372,100	387,800
237,200	289,100	334,600	372,800	388,200
237,700	289,600	335,200	373,400	388,600
238,400	289,800	335,500	373,800	388,900
239,100	290,100	336,000	374,300	389,200
239,800	290,300	336,400	374,900	389,500
240,300	290,700	336,900	375,400	389,800
240,800	290,900	337,300	375,900	390,000
241,500	291,100	337,800	376,500	390,300
242,200	291,500	338,300	377,000	390,600

242,900	291,800	338,800	377,300	390,800
243,500	292,100	339,100	377,700	391,000
244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
244,900	292,700	340,000	378,600	391,600

」

「

1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
188,500	240,700	272,900	314,400	342,400

190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
202,900	250,000	287,400	331,500	358,700
204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
228,500	277,000	324,100	364,200	380,600
229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
230,000	279,100	325,700	365,200	381,700

を

に改

230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
233,100	283,100	329,300	368,300	384,500
233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
235,600	286,600	332,300	370,600	386,500
236,300	287,400	333,000	371,200	387,100
237,000	288,200	333,500	371,500	387,400
237,600	288,700	334,100	372,100	387,800
238,200	289,100	334,600	372,800	388,200
238,700	289,600	335,200	373,400	388,600
239,300	289,800	335,500	373,800	388,900
240,000	290,100	336,000	374,300	389,200
240,700	290,300	336,400	374,900	389,500
241,200	290,700	336,900	375,400	389,800
241,700	290,900	337,300	375,900	390,000
242,300	291,100	337,800	376,500	390,300
242,900	291,500	338,300	377,000	390,600
243,400	291,800	338,800	377,300	390,800
243,900	292,100	339,100	377,700	391,000
244,500	292,400	339,500	378,200	391,300
245,100	292,700	340,000	378,600	391,600

」

める。

別表第2再任用職員以外の職員の項中	「	399,000	「	400,400	に
		401,900		403,300	
		404,500		405,900	
		407,200	を	408,600	
		409,800		411,000	
		412,200		413,300	
		414,900		415,400	
	」		」		

改める。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年五島市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

別表第1中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の五島市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給

与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、給料月額及び勤勉手当の支給割合について改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。